

新潟県条例第21号

新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第15条関係）

(1) 多目的ホールの使用料

使用時間		使用料(円)			
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が3,000円未満の場合	入場料が3,000円以上5,000円未満の場合	入場料が5,000円以上の場合
平日	午前	19,300	21,300	27,100	31,000
	午後	26,200	29,300	36,700	42,000
	夜間	28,300	31,500	39,800	45,100
	全日	66,400	73,900	93,200	106,100
日曜日、土曜日及び祝日	午前	29,000	32,000	40,600	46,500
	午後	38,800	43,000	54,500	61,800
	夜間	42,000	46,200	58,700	67,100
	全日	99,700	110,800	139,800	159,200

(2) 会議室、研修室等の使用料

区分	使用時間	使用料(円)	
大 研 修 室	午前	18,800	
	午後	25,000	
	夜間	21,900	
	全日	59,100	
大 会 議 室	全 面 使 用	午前	16,300
		午後	21,600
		夜間	18,900
		全日	51,100
	分割使用（西側）	午前	9,150
		午後	12,200
		夜間	10,700
		全日	28,900
	分割使用（東側）	午前	10,700
		午後	14,300
		夜間	12,500
		全日	33,800
中 研 修 室	全 面 使 用	午前	14,500
		午後	19,300
		夜間	16,900
		全日	45,700
	分割使用（南側）	午前	7,920
		午後	10,600
		夜間	9,260
		全日	25,000
	分割使用（北側）	午前	8,740
		午後	11,600
		夜間	10,200
		全日	27,500

小 研 修 室 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,760 7,610 6,690 18,100
小 研 修 室 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,100 9,460 8,230 22,300
小 研 修 室 3	午 午 夜 全	前 後 間 日	6,990 9,360 8,230 22,100
小 研 修 室 4	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,450 7,300 6,380 17,200
特 別 会 議 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	13,500 18,000 15,700 42,500
介 護 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,920 10,600 9,260 25,000
調 理 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,760 7,410 6,580 17,800
講 師 控 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	3,090 4,010 3,600 9,670
応 接 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	4,110 5,250 4,730 12,700
楽 屋 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,620 2,620 2,620 7,090
楽 屋 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,620 2,620 2,620 7,090
和 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,880 3,810 3,390 9,050

注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とする。

- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、この表に定める額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。
- 5 準備又は練習のために多目的ホールを使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の額の70パーセントに相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（第8条に係る場合に限り。）は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定（第15条に係る場合に限り。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。